

2021年6月22日

様

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会
理事長 本郷善通
兵庫手話通訳問題研究会
運営委員長 上田月美
兵庫県手話サークル連絡会
会長 星百合香

聴覚障害者の施策に関する公開質問状

日頃、聴覚障害者福祉向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち「公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会」「兵庫手話通訳問題研究会」「兵庫県手話サークル連絡会」は、兵庫県に在住の聴覚障害者をはじめ県民に係わる施策をより良いものにするべく活動しております。特に、障害者権利条約の理念をもとに、障害者施策に当事者が直接参画できる体制の確立、聴覚障害者においては、手話言語による情報アクセスとコミュニケーションの権利保障、言語としての手話普及等を実現するための施策の充実を求めているところです。

今回の県知事選挙にあたり立候補される方々が、聴覚障害者の施設の有無についてどのような考えをお持ちでおられるか非常に関心を持っています。

つきましては、皆様の見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところを大変恐縮ですが別紙の質問用紙にご記入のうえ、6月28日（月）までにメールまたはFAXにてご回答くださいますようお願いいたします。

尚、ご回答の結果はご回答の有無、内容を整理し、また頂いたご回答内容は原文のまま当法人ホームページの他、各団体の会員に周知させて頂く予定です。

〈回答先〉

〒650-8691 神戸市中央区元町通6丁目1-1 栄ビル8階

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

電話 078-371-5613 FAX 078-371-0277 Eメール info@hyogodeaf.com

以上

質問事項

6月28日(月)までに公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会(FAX番号078-371-0277・Eメール info@hyogodeaf.com)までFAXまたはEメールにてご回答くださいますよう、お願いいたします。

1. 「兵庫県手話言語条例」(仮称)の制定について

兵庫県は平成30年に「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」(ひょうご・スマイル条例)が施行されました。障害者等の意思疎通手段の確保についての施策が盛り込まれています。しかし、私たちが求めているのは、いつでもどこでも手話言語が使える環境の整備、ろう乳幼児の手話言語獲得や習得等の施策です。

手話言語の歴史を振り返ってみると、ろう学校ではかつて手話言語の使用が禁止され、手話言語に対する差別や偏見などにより、ろう者は言語である手話を使用することができる環境が整えられてきませんでした。こうした中で、国連「障害者権利条約」において、手話は言語として位置付けられた現在、まだまだ手話言語に対する理解が浸透しているとは言えません。

県民に手話言語の理解を深め、広く普及するため、手話言語条例による言語施策の制定が望まれます。

手話言語に関する基本理念を定め、きこえる人きこえない人すべての県民が手話言語に対する理解を深め、これを広く普及し、共生社会を実現するための手話言語条例を制定することについてどのような見解をお持ちでしょうか。

2. 聴覚障害者が安心して暮らせるために

兵庫県内には19,015名(平成29年)の身体障害者手帳所持の聴覚障害者が生活しています。県内に安心して暮らしていくためには、SDGsの理念をもとに「誰ひとり取り残さない」社会を実現するために、一人ひとりの実態に即した細やかな支援ができる施策が必要だと考えます。

現在、県が設置している障害福祉審議会や差別解消支援地域協議会などあらゆる協議会に参加できる障害者団体が限られており、特にきこえない人の声がなかなか届きにくい現状があります。

「誰ひとり取り残さない」社会を実現するためには、きこえない当事者団体の代表も参加し、意見交換し、意見を述べるのが非常に重要です。

きこえない人が安心して暮らせるためにどのような施策をお考えか見解をお聞かせください。

3. 手話通訳の資格を持つ職員の雇用について

聴覚障害者関連施策には、手話や手話通訳、聴覚障害についての専門性が必要ですが、現在兵庫県の障害者福祉担当部署には、手話の資格を持つ正規職員がいません。専門性を持ち、継続して業務を担当するには、会計年度任用職員ではなく、正規職員としての採用が必要と考えます。同様に聴覚障害や手話言語について理解のある職員を増やしていくための研修も大切です。

また、兵庫県立の病院に手話通訳者を設置することにより、専門的で継続的な業務をすることが可能になります。

県内市町との連携等について政策を立案し、また感染症流行や災害等のリスクがある業務を担当し、聴覚障害者関連施策を充実強化するために、手話通訳の資格をもつ正職員の採用を県と県立病院に採用することが重要です。しかし、正規職員として採用するためには年齢制限があり、若年層の手話通訳者が大変少ないのが現状です。県内の手話通訳者・士の平均年齢は58歳で手話通訳の資格をとるのに最低5年以上をかけているのが現状です。今後、若年層が手話通訳技術を身につけ県職員に応募してもらうためにも育成を含めて施策を検討していく必要があります。これらについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

ご協力ありがとうございました。

ご氏名